

「18歳からはじめる民法〔第2版〕」補遺

本書2刷発行以降に、家族法に関する重要な動向(2015年12月16日の再婚禁止期間および夫婦同氏に関する2件の最高裁大法廷判決)があったため、本書の該当箇所を下記に改める。

●69頁17行目および同頁注4(再婚禁止期間について)

婚姻が認められる要件として、⑥女性が再婚する場合については、再婚禁止期間を経過している必要がある。民法733条1項は、「女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」とし、再婚禁止期間を6か月とする。

しかし、2015年12月16日の最高裁大法廷判決は、この規定のうち、100日を超過する再婚禁止期間を設ける部分につき、憲法14条1項および憲法24条2項に違反するとした。そのため、近いうちにこの条文の改正が予定されている(すでに法務省からの通知によって、各自自治体の届出の窓口では、女性の前婚の解消(離婚等)から100日を超えていれば再婚の婚姻届を受理する取り扱いが行われている)。

再婚禁止期間を定めた趣旨は、本判決によれば、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある。女性が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定されるところ(民772条1項。72頁参照)、婚姻成立の日から200日経過後に出生した子、または婚姻解消後300日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定され(民772条2項)、したがって夫が父であると推定される。そのため、仮に、女性が離婚届の直後に他の男性との婚姻を届け出て再婚できるとすると、再婚の届出受理の後200日を経過した後でありかつ前婚の離婚後300日以内の間に出生した場合、父子関係の推定が重複してしまい、父が直ちに定まらないことになる。この重複を避けるために再婚禁止期間を設定することには合理性があるが、他方で、重複が生じるのは100日間のみであるため、100日を超える再婚禁止は合理性を欠いた過剰な制約である。このような考え方によって、上記の最高裁大法廷判決は民法733条1項を部分的に違憲としたのである。

一方、現在はDNA検査により容易に生物学上の親子関係の存否を判断することが可能であり、世界的にも再婚禁止期間を廃止する傾向がある。再婚禁止期間自体を廃止するべきとの見解はなお強く主張されており、本大法廷判決が部分的に民法733条1項を合憲としたことを批判している。また、最高裁判事15名のうち2名も、再婚禁止期間を定める規定の全体が違憲であるとの個別意見を述べている。

●69頁25行目(③婚姻によって発生する法的な関係 第1段落、夫婦同氏について)

婚姻したら夫婦は同一の氏を名乗ることになる(夫婦同氏)。夫と妻のどちらの氏を名乗るか婚姻の際に選択し(民750条)、婚姻届に記載する必要がある。どちらの氏でもよいが、実際はほとんどの夫婦が夫の氏を選択する。しかし、氏を変えることによる不利益もあり、夫婦それぞれが婚前の氏を称し続けることを選択できる制度(夫婦別姓)を求める声がある。民法750条の違憲性も裁判で争われたが、2015年12月16日の最高裁大法廷判決は合憲との判断を下した(コラム参照)。現在の制度では、婚姻するなら夫婦のどちらかが氏を変えなければならず、花子さんのように婚姻届をあきらめる例も生じる。



夫婦別姓

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めている。婚姻届にいずれの氏を選択するかを記載しないかぎり、婚姻届が受理されることはない。

この制度は、自由に夫婦の一方の氏を選択させる形をとるため平等に見えるが、改氏するのはほとんどの場合妻であり、「嫁」が「夫の家に入る」という戦前の「家」制度の影響が看取できる。この規定は個人の尊厳と両性の本質的平等を定める憲法24条に反するとの批判があり、国連の女性差別撤廃委員会も日本に改善を勧告してきた。

1996年の「民法改正要綱」では、選択的夫婦別姓制度(夫婦ごとに同姓か別姓かの選択を可能とする制度)の導入が提示され、その後も同様の議員立法案等の提出が繰り返されてきた。しかし、別姓では家族の絆が弱まる等の反対論も根強く、立法には至っていない。

2015年12月16日の最高裁大法廷判決は、この問題につき初めて憲法判断を示した。本判決は、改氏による不利益の存在は認めつつ、通称としての旧姓使用が社会的に広まり、不利益は一定程度緩和され得るとし、民法750条を合憲とした。一方、判事15名のうち5名は違憲としている(最高裁の判事は、個別に意見を述べることになっている。15名中の女性の判事3名は全員が違憲とした)。本判決も、合憲との判断により、選択的夫婦別姓制度等に合理性がないと断ずるものではないことも併せて述べており、この制度のあり方を立法府に委ねている。

改氏による不利益を感じたり被ったりする人は、少数派かもしれない。しかし、国家の制度として問われるのは、婚姻しようとする者すべてに例外なく一方の改氏を強制することの是非である。本大法廷判決(多数意見)と、違憲とした判事の意見を読み比べ、その点について考えてみてほしい。